

## 第25回 宇都宮市環境審議会 次第

○日 時 平成24年10月5日(金)  
午後1時30分～午後3時

○場 所 宇都宮市役所 14階  
14A会議室

### 1 開 会

### 2 環境部長挨拶

### 3 委員紹介

### 4 宇都宮市環境審議会について

・・・資料1, 別紙1-1・1-2

### 5 会長, 副会長の選出について

### 6 議 事

#### ○ 宇都宮の環境「平成23年度 環境状況報告書」について

・・・資料2, 別紙2-1, 別冊2-2

### 7 その他

### 8 閉 会

#### 【配付資料】

資料1 「宇都宮市環境審議会」の概要

別紙1-1 宇都宮市環境審議会規則

別紙1-2 附属機関等の会議の公開に関する要領

資料2 「宇都宮の環境(平成23年度 環境状況報告書)」について

別紙2-1 第2次宇都宮市環境基本計画の「環境目標」の達成状況

別冊2-2 宇都宮の環境(平成23年度 環境状況報告書)

## 宇都宮市環境審議会の概要

### 1 名称

宇都宮市環境審議会

### 2 組織の性格、位置付け

宇都宮市環境基本条例第20条の規定に基づき、本市の附属機関として市長の諮問等に応じ、環境保全対策に関する基本的事項を調査審議する。

### 3 所掌事務

- (1) 環境基本計画の策定に当たって意見を述べること
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること

### 4 組織、構成

- (1) 市長が任命する委員(定数20人以内)をもって組織し、委員の互選により会長を定める。委員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- (2) 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。
- (3) その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※ 委員は、各界各層に広く人材を求め、各環境分野に専門的、総合的に対応できる組織として、市議会議員4名、学識経験者6名、事業者代表3名、市民団体代表4名、関係行政機関代表1名、環境の保全及び創造について、特に識見を有すると認められる者(公募)2名の20名で構成されている。

### 5 任期

2年(平成23年12月1日改選)

### 6 これまでの審議経過

平成15年度

「宇都宮の環境(環境状況報告書)」について

「環境基本計画リーディングプロジェクトの進捗状況」及び「(仮) うつのみや環境パートナーシップ会議の設立」について

平成16年度

「宇都宮の環境(環境状況報告書)」について

「宇都宮の環境(環境状況報告書)に関するパブリックコメント等と市の考え方」について

平成17年度

「宇都宮の環境(環境状況報告書)」について

「(仮称)宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」について

「宇都宮の環境(環境状況報告書)に対する市民意見の結果」について

平成18年度

- 「宇都宮の環境（環境状況報告書）」について
- 「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

平成19年度

- 「宇都宮の環境（環境状況報告書）」について
- 「宇都宮市環境基本計画」の改訂について
- 「(仮称)宇都宮市環境協定」について

平成20年度

- 「宇都宮の環境（環境状況報告書）」について
- 「(仮称)生活環境保全推進計画」の策定開始について
- 「生活環境保全推進計画」について
- 「自然環境基礎調査」の開始について

平成21年度

- 「(仮称)第2次宇都宮環境基本計画」の策定について
- 「平成20年度の環境基本計画（改訂版）」の進捗状況について
- 「(仮称)第2次宇都宮環境基本計画」について

平成22年度

- 「宇都宮の環境（平成21年度 環境状況報告書）」について
- 「(仮称)第2次宇都宮市環境基本計画」について
- 「(仮称)第2次宇都宮市環境基本計画」の素案について
- 「第2次宇都宮市環境基本計画の策定に係る答申（案）」について

平成23年度

- 「宇都宮の環境（平成22年度 環境状況報告書）」について
- 「宇都宮市自然環境基礎調査」結果について
- 「悪臭防止法に基づく臭気指数規制導入」について

## 宇都宮市環境審議会規則

平成 6 年 9 月 27 日  
規則第 41 号

## (設置)

第 1 条 この規則は、宇都宮市環境基本条例(平成 13 年条例第 32 号)第 20 条第 4 項の規定に基づき、宇都宮市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(平 13 規則 37・一部改正)

## (組織)

第 2 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、環境の保全及び創造について、特に識見を有すると認められる者

(平 13 規則 27・平 13 規則 37・一部改正)

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (関係人の出席)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (部会)

第 7 条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 7 第 5 条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(平14規則32・平18規則17・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宇都宮市公害対策審議会規則の廃止)

2 宇都宮市公害対策審議会規則(昭和46年規則第56号)は、廃止する。

附 則(平成13年5月1日規則第27号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日規則第37号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附属機関等の会議の公開に関する要領

### 1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

### 2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

### 3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

### 4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

### 5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

## 6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課，室，所等（以下「担当課等」という。）は，会議の開催に当たっては，公開・非公開にかかわらず，当該会議開催日の2週間前までに，次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに，報道機関へ資料提供するものとする。ただし，会議を緊急に開催する必要が生じたときは，この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては，その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

## 7 会議録の作成

附属機関等は，会議の公開・非公開にかかわらず，会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

## 8 会議録の閲覧

附属機関等は，公開した会議の議事録及び会議資料について，その写しを一般の閲覧に供するものとする。

## 9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため，行政経営部行政経営課長は，年度終了後速やかに必要な調査を実施の上，報告書を作成し，公表しなければならない。

## 10 適用期日

この要領は，平成12年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は，平成15年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は，平成16年8月1日から施行する。

## 「宇都宮の環境（平成 23 年度 環境状況報告書）」について

### 1 目的

宇都宮市環境基本条例に掲げる基本理念の実現を目指し、環境に関する施策を効果的・効率的に推進できるよう、「第 2 次宇都宮市環境基本計画」の前年度の進捗状況を把握するもの

宇都宮市環境基本条例（抄）

第 19 条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表する。

### 2 内容

「第 2 次宇都宮市環境基本計画」に掲げる環境目標の指標について、平成 23 年度の実績や取組内容、評価などをまとめたもの

環境目標となる指標の数 ⇒ 23

記載項目 ⇒ ・ 指標の平成 23 年度実績  
 ・ 事業の概要・目的・効果  
 ・ 評価（評価の低いものについては、その理由と改善策）

### 3 指標の評価結果

評価区分	項目数 ( )内はH22年度	備考
◎ 目標年度の数値を達成している	3 ( 0 )	61%
○ 目標年度に向け順調に進んでいる	11 (18)	
▲ 目標の達成に向け、より一層の努力を要する	7	( 5 )
△ 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する	2	
合 計	23 (23)	

※ 各指標の評価結果を抜粋したものは、[別紙 2-1](#)参照

※ 取組の実施状況などの詳細は、[別冊 2-2](#)参照

### 4 今後のスケジュール

平成 24 年 10 月中旬

市ホームページ等による公表



第2次宇都宮市環境基本計画の「環境目標」の達成状況

別紙2-1

環境分野1 地球環境

(評価)  
 ◎ 目標年度の数値を達成している  
 ○ 目標年度に向け順調に進んでいる  
 ▲ 目標の達成に向け、より一層の努力を要する  
 △ 目標の達成に向け、本市だけではなく、市域を超えた取組を要する

基本施策	指標	基準 (平成21年度末)	現状 (平成23年度末) / 評価	目標 (平成27年度末)	担当課
1-1 環境負荷の少ない エネルギー施策の推進	No.1 住宅用太陽光発電システム設置家庭数	2,103世帯	4,196世帯 ○	10,000世帯	環境政策課
1-2 環境負荷の少ない まちづくりの推進	No.2 公共交通の年間利用者数	(平成18年度) 33,910千人	30,697千人 ▲	(平成30年度) 42,000千人	交通政策課
	No.3 自転車走行空間の整備延長 (重点路線)	9.6キロメートル	14.5キロメートル ○	25.4キロメートル	交通政策課
	No.4 レンタサイクル拠点・利用者数	拠点 4か所 利用者数 31,000人	拠点 7か所 利用者数 34,200人 ○	拠点 4か所 利用者数 41,000人	交通政策課
1-3 その他地球環境対策 の推進	No.5 環境に配慮した市のイベント等の開催数	1	1 ○	全て	環境政策課

環境分野2 廃棄物

基本施策	指標	基準 (平成21年度末)	現状 (平成23年度末) / 評価	目標 (平成27年度末)	担当課
2-1 ごみの発生抑制の推進	No.6 市民1人1日当たりのごみ排出量	883グラム	806グラム ▲	740グラム	ごみ減量課

1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量=資源物以外のごみ量÷人口÷365日

基本施策	指標	基準 (平成21年度末)	現状 (平成23年度末) / 評価	目標 (平成27年度末)	担当課
2-2 適正な資源循環利用 の推進	No.7 ごみの最終処分量	22,446トン	22,386トン ▲	16,500トン	ごみ減量課
	No.8 リサイクル率 (参考指標)	15.1%	18.0% ▲	25.00%	ごみ減量課

リサイクル率=資源化量÷ごみ排出量×100  
 最終処分量:最終処分量=最終処分量÷ごみ排出量×100

基本施策	指標	基準 (平成21年度末)	現状 (平成23年度末) / 評価	目標 (平成27年度末)	担当課
2-3 ごみの適正処理の推進	No.9 不法投棄通報件数	671件	507件 ○	300件	廃棄物対策課

環境分野3 自然環境

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課
3-1 生態系の保全	No.10 「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合	31.8%	28.2%	▲ 60%	環境保全課

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課
3-2 緑環境の保全と創出	No.11 市民1人当たりの都市公園面積	10.44㎡/人	10.69㎡/人	○（平成34年度） 13㎡/人	公園管理課
	No.12 民有林の間伐面積	1,552ha	1,902ha	▲（平成24年度） 2,176ha	農村整備課

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課
3-3 水環境の保全と創出	No.13 有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）	86.20%	87.43%	○（平成24年度） 88.0%	配水管理センター
	No.14 自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率	56.9%	58.2%	○ 59.8%	河川課

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課
3-4 身近な景観の保全と創造	No.15 景観形成重点地区等の指定	2地区	4地区	○ 6地区	都市計画課
	No.16 文化財保存団体数	41団体	52団体	◎ 51団体	文化課

## 環境分野4 生活環境

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課	
4-1 大気環境の保全	No.17 光化学オキシダントの環境基準の達成率	93%	92%	△ （※1）	環境基準の達成率向上を目指す。	環境保全課

※1 基準より下回っているため

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課	
4-2 水・土壌・地盤環境の保全	No.18 河川水の生物化学的酸素要求量（BOD）に係る基準の達成率	94%	94%	◎ （※2）	環境基準の達成率維持を目指す。	環境保全課

※2 基準を維持しているため

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課	
4-3 音・振動・臭気環境の保全、化学物質対策の	No.19 自動車騒音に係る環境基準の達成率	87%	87%	△ （※3）	92%	環境保全課

※3 現状が目標に達していないため

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課	
4-4 生活環境の保全	No.20 宇都宮市環境協定締結事業者数	34社	33社	▲	54社	環境保全課

## 環境分野5 人づくり

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課	
5-1 環境教育・環境学習の推進	No.21 環境学習センターで開催する環境講座等の参加者数	4,450名	6,955名	◎	6,200名	環境政策課

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課	
5-2 環境保全活動の促進	No.22 市民活動サポートセンターの登録団体数（環境分野）	26団体	29団体	○	36団体	みんなでまちづくり課

基本施策	指標	基準（平成21年度末）	現状（平成23年度末）／評価	目標（平成27年度末）	担当課	
5-3 環境配慮行動の推進	No.23 家庭版環境ISO認定制度認定家庭数	1,323世帯	1,661世帯	○	2,600世帯	環境政策課